

森林循環利用促進事業実施要領

第1 趣旨

県は、森林の持つ県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収・貯蔵、県民の保健休養等の様々な公益的機能の維持・増進を図るため、林業関係補助金交付要綱（平成2年12月25日制定。以下要綱という。）及びこの要領により本事業を実施するものとする。

その他、国庫補助金を活用する事業にあつては、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号農林事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）（以下、「国要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日林整整第885号林野庁長官通知）（以下、「国要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下、「国運用」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整857号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下、「標準単価設定通知」という。）に基づき実施するものとする。

第2 事業区分及び事業内容等

森林循環利用促進事業の単位事業区分ごとの事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 単位事業区分

1-1 保育補助

事業区分は国要領第1の1の（1）、（2）とし、単位事業区分は以下のとおりとする。

（1）森林循環支援事業

ア 花粉削減対策事業（国庫）

花粉削減対策を推進するため、針葉樹の間伐等を実施する。

（2）森林整備事業

ア 公的森林整備事業（国庫）

公益的機能の維持増進のために、森林所有者等による整備が進みがたい森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林の整備を行う事業とする。

なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除・変更により分収する対象から除いた後に、協定等の締結により継続して実施するものを対象とする。

イ 流域森林整備事業（国庫）

流域を基本単位として、森林資源の一層の質的高度化を図る総合的な森林整備を行う。

ウ 森林整備促進事業（県単）

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、更新から保育に至る一貫した森林の整備を行う。

1－2 皆伐・再造林補助

施業の効率化を図りながら、森の若返りと森林資源の循環利用、県産木材の安定供給、未利用木質資源の利用促進、CO₂吸収促進及び花粉発生の抑制等、森林の持つ公益的機能の向上を図るために、伐期を迎え利用可能な人工林を対象として、皆伐から地拵、植栽、獣害対策、保育までを一貫して行う以下の事業とする。

ア 人工林皆伐促進（林地残材搬出）事業（県単）

イ 人工林皆伐促進（林地残材運搬）事業（県単）

ウ 皆伐促進作業道整備事業（国庫、県単）

エ 地拵・植栽事業（国庫、県単）

オ 獣害防護柵設置事業（国庫、県単）

カ 獣害防護柵点検修繕事業（県単）

キ 食害防護資材設置事業（国庫、県単）

ク 保育（下刈り）（国庫、県単）

2 事業内容

2－1 保育補助

保育補助の事業内容及び対象となる範囲は、国要領別表3のア～シ、ソ～チとし、単位事業細目区分毎の適用は別表1のとおりとする。なお、森林作業道整備における作業道の開設に当たって、補助対象となる作業道延長の上限は作業道密度200m/haとなるものとする。

2－2 皆伐・再造林補助

事業内容は次のとおりとする。

(1) 人工林皆伐促進（林地残材搬出）事業

人工林の適正な更新を目的として標準伐期齢以上の林分で行う皆伐に伴う不用木（林地残材）の集材・整理とする。集材・整理とは、林地残材が作業道脇や林縁に集積され、林地には人力で移動可能な枝条・幹のみが散在している状態をいう。

(2) 人工林皆伐促進（林地残材運搬）事業

集材・整理した不用木（林地残材）の中間土場等（チップ工場等を含む）への運搬とする。（ただし補助対象とする最大運搬距離は10kmとする）

林地残材運搬重量の材積換算値は針葉樹1.3m³/t、広葉樹0.8m³/tとする。

(3) 皆伐促進作業道整備事業

皆伐、人工造林等施業を目的として実施される森林作業道の整備及びこれらの施業にあたり一定期間先行して実施することができる森林作業道の整備とする。なお、一定期間とは森林作業道開設完了年度の翌年度から起算して2年以内とす

る。作業道の開設に当たって、補助対象となる作業道延長の上限は作業道密度200m/haとなるものとする。

(4) 地拵・植栽事業

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（1ha当たり原則として、1,500本以上の苗木の植栽）とする。

(5) 獣害防護柵設置事業

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

(6) 獣害防護柵点検修繕事業

既設の鳥獣害防止施設の機能維持を目的として1班当たり原則2名で行う点検（簡易な修繕を含む）及び破損個所の撤去並びに施設の再設置とする。

(7) 食害防護資材設置事業

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による植栽木被害の防止を図るための食害防護資材の設置とする。

(8) 保育（下刈り）

植栽した苗木の確実な成林を図るため、植栽1年目から10年目まで行う下刈りとする。ただし、当該期間内において実施できる上限は5回までとする。

3 事業主体

3-1 保育補助

保育補助の事業主体は、国要領別表1のとおりとし、単位事業区分毎の適用は別表2のとおりとする。

3-2 皆伐・再造林補助

事業主体は次のいずれかの者とする。

- (1) 森林経営計画の認定を受けた者（各事業の実施に当たり森林経営計画の認定は、各事業の施業の着手日までに要するものとする。ただし皆伐促進作業道整備事業については、当該事業の施業の着手日までではなく、地拵え・植栽事業の施業の着手日までに森林経営計画の認定を要するものとする。）
- (2) 上記の者と連携して林地残材搬出・運搬、作業道整備、獣害対策及び保育（下刈り）の一部を行う者

4 事業規模等

- (1) 「森林整備促進事業」以外については、国要領別表1のとおりとする。
- (2) 「森林整備促進事業」については、1施行地の面積が0.05ヘクタール以上とする。ただし保安林等における人工造林については、0.01ヘクタール以上とする。

5 補助金額

5-1 保育補助、皆伐・再造林補助 共通

5-1-1 標準単価

標準単価は、直接費及び共通仮設費からなるものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 直接費の内容及び額については、標準単価設定通知によるものとする。

(2) 共通仮設費の内容及び額については、標準単価設定通知によるものとする。

また、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するため、衛星通信機器等の活用を行った場合、直接費の1%に相当する額を共通仮設費とは別に加算することができるものとする。

5-1-2 間接費

国要領第10の(3)のイにより標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 現場監督費の内容及び額については、標準単価設定通知によるものとする。

また、熱中症対策として、7月1日から8月31日までに、事業期間の過半を占める施業においては、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができるものとする。さらに、「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」（令和7年3月21日付け6林政経第365号経営課長・森林利用課長通知）に基づき、技能者が3割以上在籍するものとして県により公表又は把握されている場合は、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができるものとする。

(2) 社会保険料等の内容及び額については、標準単価設定通知によるものとする。

5-2 保育補助

(1) 補助金額は、国要領第10のとおりとする。

(2) 森林整備促進事業以外の査定係数は国要領別表4のとおりとする。

(3) 森林整備促進事業の査定係数は100とする。

(4) 森林経営計画の認定は当該事業の着手日までに要するものとする。

(5) 補助率は、別表3のとおりとする。

5-3 皆伐・再造林補助

(1) 補助金額は標準経費の額とする。

(2) 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めた額とする。

(3) 国庫補助事業については、(1)の補助金額のうち「5-3 保育補助」の規定に相当する額を国庫補助とする。

第3 事前計画の作成等

1 事前計画

1-1 保育補助

- (1) 事業内容のうち、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画〔様式1〕（〔様式2〕とともに、以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 事前計画の計画期間は、森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度を少なくとも含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
- (3) 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。
- (4) 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
- ア 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間
 - イ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容
 - ウ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期
 - エ 事前計画の計画期間内にアの区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標
- (5) 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をも

ってこれに代えることができる。

(6) 事前計画の作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

(7) 知事は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

ア 補助要件への適合

イ 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

ウ 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

エ 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

1－2 皆伐・再造林補助

事業主体は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工林皆伐促進（林地残材搬出、林地残材運搬）、皆伐促進作業道整備、地拵・植栽、獣害防護柵設置、獣害防止柵点検・修繕、食害防護資材設置、及び保育（下刈り）の実施予定箇所及び事業量、期間等の全体計画を記載した計画〔様式2〕を作成し、知事に提出するものとする。

なお、異なる事業主体が連携して実施する場合は、事項の連携協定書の写しを添付するものとする。

2 協定

第2の3－2の（2）の事業主体は、同項（1）の事業主体との連携内容、実施予定箇所及び事業量、期間等の全体計画を記載した協定書を事業着手前までに締結し、前項の事前計画に添付するものとする。

第4 県の助成

県は毎年度、予算の範囲内において、第2の事業に要する経費について補助するものとする。

第5 維持管理

国要領第6によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳〔様式4〕を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

(2) 獣害防護柵設置を実施した事業主体は、獣害防護柵設置台帳〔様式5〕を作

成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

第6 特記事項

第2の1の事業については、国要領第7のとおりとする。

第7 補助金の交付申請

補助金の交付申請については、国要領第8によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業の完了後60日以内又は当該事業に係る会計年度の3月10日を目途にいずれか早い時期までに知事に対して、補助金交付申請書に次の書類のほか、必要に応じて国運用別表1のオ～ヒで定める書類を添付し補助金の交付申請を行う。
- ・位置図（施行地の位置を示した1/50,000地形図又はこれに準ずるもの）
 - ・施業図（原則、1/5,000 なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載したもの。また、植栽に関しては、苗木生産者別の植栽区域を記載したものとするよう努める。）
 - ・保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分で実施した場合は、伐採木の標準地調査表〔様式3〕
- (2) 現地写真については、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前・中・後その他の状況を撮影するものとする。また、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの事業実施前の写真については、その必要性を証するに足る写真となるよう留意すること。

第8 竣工検査

竣工検査は、国要領第9のとおりとする。なお、国要領第9の3について、「署名」部分を「記名」と読み替えてよいものとする。

第9 補助金の交付決定等

国要領第11のとおりとする。

第10 補助金の交付に当たって付すべき条件等

知事は事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

（補助金交付条件）

国要領第12の1によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 皆伐・再造林補助を受けようとする者は、当該補助事業がやむを得ない事由により、下刈りが終了する年限を待たずに中断されることがあっても、当該施行

地が成林できるよう適切な維持管理に努めること。

- (2) 人工造林又は樹下植栽等における地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施しない場合は、交付を受けた地拵えに係る補助金相当額を返還すること。

第 11 その他

国要領第 14 の 1 によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業の実施に当たって施行地の森林保険加入に努めること。
(2) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年度事業から適用する。

この要領は、令和 3 年度事業から適用する。

※様式・参考様式の印は廃止とする。

この要領は、令和 4 年度事業から適用する。

この要領は、令和 6 年度事業から適用する。

この要領は、令和 8 年度事業から適用する。

- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる要領は廃止する。

- (1) 埼玉県森林整備事業実施要領

(平成 14 年 5 月 30 日付け林第 346 号林務課長通知)

- (2) 皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業（県単）実施要領

(平成 27 年 4 月 9 日付け森第 199-1 号農林部長通知)

別表 1

			(1) 人工造林	(2) 樹下植栽等	(3) 下刈り	(4) 雪起こし	(5) 倒木起こし	(6) 枝打ち	(7) 除伐	(8) 保育間伐	(9) 間伐	(10) 更新伐	(11) 一貫作業	(12) 衛生伐	(13) 付帯施設等整備	(14) 森林作業道整備	(15) 森林保全再生整備
保育補助	森林循環支援事業	花粉削減対策事業(国庫)								●	●				●	●	
	森林整備事業	公的森林整備事業(国庫)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		流域森林整備事業(国庫)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		森林整備促進事業(県単)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●

別表 2

			市町村	森林所有者	森林組合等（※１）	森林整備法人 （埼玉県農林公社）	特定非営利活動法人等 （NPO）（※２）	森林所有者の団体 （※３）	森林経営計画の認定を受けた者	特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	民間事業者（※４）
保育補助	森林循環支援事業	花粉削減対策事業（国庫）							●	●	
	森林整備事業	公的森林整備事業（国庫）	●※５			●※５					
		流域森林整備事業（国庫）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		森林整備促進事業（県単）	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	皆伐・再造林補助		●※６	●※６	●※６	●※６	●※６	●※６	●	●※６	●※６

※１ 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。

※２ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

※３ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体

※４ 森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者

※５ 森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う事業である場合に限る。

※６ 森林経営計画の認定者と連携して作業を実施する場合に限る。

別表 3

単位事業名	単位事業細目		補助率
保育補助	森林循環支援事業	花粉削減対策事業(国庫)	事業費の4/10
	森林整備事業	公的森林整備事業(国庫)	事業費の5/10
		流域森林整備事業(国庫)	事業費の4/10
		森林整備促進事業(県単)	事業費の3/10以内
皆伐・再造林補助	皆伐促進作業道整備事業(国庫) 地拵・植栽事業(国庫) 獣害防護柵設置事業(国庫) 保育(下刈り)(国庫)		事業費の4/10